

2020年3月3日

株主各位

第52回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

| | |
|-------------------------------------------|-----|
| 事業報告の「業務の適正を確保するための体制 および当該体制の運用状況の概要」 | 1頁 |
| 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 | 5頁 |
| 連結計算書類の「連結注記表」 | 6頁 |
| 計算書類の「株主資本等変動計算書」 | 14頁 |
| 計算書類の「個別注記表」 | 15頁 |

上記の情報につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（canon.jp/8060-ir）に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容（基本方針）および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

| | |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針</p> | <p>【基本方針の決議の内容】 当社ならびに当社およびその子会社からなる企業集団は、業務の適正を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、キャノングループの行動指針である「三自の精神（自発・自治・自覚）」に基づく健全な企業風土と、「キャノングループ行動規範」による遵法意識の醸成に努めるとともに、当社および当社グループ会社の重要事項の決裁手続の明確化を通じ、当社グループ全体の「経営の透明性」を確保する。</p> |
| <p>1. コンプライアンス体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）</p> | <p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①取締役会は、「取締役会規則」を定め、これに基づき当社グループの経営上の重要事項を慎重に審議のうえ意思決定するとともに、代表取締役、業務執行取締役および執行役員（以下「取締役等」）の業務の執行状況につき報告を受ける。</p> <p>②業務遂行にあたり守るべき規準として「キャノングループ行動規範」を用い、新入社員研修、管理職登用研修、新任役員研修等の場においてコンプライアンスを徹底する。</p> <p>③リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー（チェック体制）およびコンプライアンス教育体制を整備する。</p> <p>④内部監査部門は、すべての業務を監査する権限を有しており、法令・定款の遵守の状況についても監査を実施する。</p> <p>⑤従業員は、当社グループにおいて法令・定款の違反を発見した場合、内部通報制度を活用し、その事実を申告することができることとする。また、当社は、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止する。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①当期は取締役会を16回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。</p> <p>②「キャノングループ行動規範」を用いたコンプライアンス研修を実施したほか、半期に1回、職場単位で身近な法令違反リスクについて議論する「コンプライアンス・ミーティング」を実施しました。</p> <p>③下記2【運用状況の概要】①のとおりであります。</p> <p>④内部監査部門は、多数のテーマにつき当社部門および当社グループ会社を監査し、監査結果を社長のほか担当役員、監査役にも報告のうえ、必要に応じて改善提言を行っております。</p> <p>⑤社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利な取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。なお、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。</p> |

| | |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. リスクマネジメント体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）</p> | <p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①リスクマネジメントに関する規程に基づき、当社および当社グループ会社が事業を遂行するに際して直面し得る重大なリスクの把握（法令違反、財務報告の誤り、品質問題、労働災害、自然災害等）を含む、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を講じ、当該体制の整備・運用状況を評価し、取締役会に報告する。</p> <p>②経営会議を設け、取締役会付議に至らない案件であっても、重要なものについては同会議において慎重に審議する。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①当社および当社グループ会社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、重大な影響を及ぼすリスクを財務リスク、コンプライアンスリスク、事業リスクの3つに分類・把握し、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を講じたうえで、リスクマネジメント体制の整備・運用状況の評価を行い、取締役会が定める2019年度活動計画に従って当社グループ全体のリスクマネジメント体制の整備・運用状況を評価し、その結果を取締役に報告いたしました。</p> <p>②当期は経営会議を12回開催し、重要課題を審議いたしました。業務執行を担う取締役等のほか、社外取締役および監査役も適宜出席し、意見を述べております。</p> |
| <p>3. 効率的な職務執行体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）</p> | <p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①取締役等は、当社重要事項に関する決裁規程その他取締役会で決議された職務分掌に基づき、社長の指揮監督の下、分担して職務を執行する。</p> <p>②当社は、経営会議において、5カ年の経営目標を定めた長期経営構想および3カ年の重点施策等を定めた中期経営計画を策定し、当社グループ一体となった経営を行う。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①取締役等は、関連規程に基づき、分担して職務を執行しております。</p> <p>②当社は、当社の取締役等および主要な当社グループ会社の執行責任者が集まる経営会議等での議論をふまえて中期経営計画および必要な施策を決定しており、グループ経営としての一体性を確保しております。</p> |
| <p>4. グループ管理体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）</p> | <p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>当社は、当社グループ会社に対し、次の各号を行うことを求めることにより、当社グループの内部統制システムを整備する。</p> <p>a) 取締役会が定める「キャノンマーケティングジャングループ会社重要事項決裁規程」に基づき、重要な意思決定について当社の事前承認を得ることまたは当社に対して報告を行うこと。</p> <p>b) リスクマネジメントに関する規程に基づき、その事業の遂行に際して直面し得る重大なリスクを把握のうえ、これらのリスクに関するリスクマネジメント体制の整備・運用状況を確認、評価し、当社に報告すること。</p> <p>c) 設立準拠法の下、適切な機関設計を行うとともに、執行責任者の権限や決裁手続の明確化を図ること。</p> <p>d) 「キャノングループ行動規範」によるコンプライアンスの徹底の他、リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー（チェック体制）およびコンプライアンス教育体制を整備すること。</p> <p>e) 内部通報制度を設けるとともに、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止すること。</p> |

| | |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>【運用状況の概要】</p> <p>a) 当社は、「キヤノンマーケティングジャパングループ会社 重要事項決裁規程」に基づき、当社グループ会社から報告を受け、または事前承認を行いました。</p> <p>b) 上記2【基本方針の決議の内容】①記載のリスクマネジメント体制の整備・運用状況の評価のため、評価対象となる当社グループ会社は、それぞれ対象リスクにつき評価を実施いたしました。</p> <p>c) 当社グループ会社は、適用を受ける法律等のほか、業容等に応じて機関連計や決裁の基準・手続を適宜見直しております。</p> <p>d) 上記2【運用状況の概要】①に加え、当社グループ会社は、必要に応じ、研修や議論の場を設け、コンプライアンスの徹底を図っております。</p> <p>e) 当社グループ会社は、内部通報制度を整備し、通報者に対する不利な取扱いの禁止の徹底を図っております。</p> |
| <p>5. 情報の保存および管理体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）</p> | <p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>取締役会議事録および社長その他の取締役等の職務の執行に係る決裁書等の情報は、法令ならびに「取締役会規則」および関連する規程に基づき、各所管部門が適切に保存・管理し、取締役および監査役は、いつでもこれらを閲覧できることとする。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>取締役、監査役および内部監査部門は、必要に応じ、取締役会議事録、経営会議議事録や社長決裁書等の記録を閲覧しまたはその写しを入手しております。</p> |
| <p>6. 監査役監査体制（会社法施行規則第100条第3項）</p> | <p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①監査役の職務を補助する専任の組織・使用人は置かないが、内部監査部門および法務部門等は、監査役から要望を受けた事項について、協議のうえ、監査役および監査役会の事務を補助する使用人（以下「監査役補助使用人」）を置く。この監査役補助使用人は、監査役から指示された職務が発生した場合、当該職務を優先して執行することとし、監査役補助使用人の人事異動には、監査役会への事前相談を要することとする。</p> <p>②監査役は、取締役会のみならず、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役等による業務の執行状況を把握する。</p> <p>③人事、経理、法務等の本社管理部門は、監査役と会合を持ち、業務の執行状況につき適宜報告する。また、重大な法令違反等があったときは、関連部門が直ちに監査役に報告する。</p> <p>④監査役は、会計監査人から定期的に、かつ必要に応じて報告を受ける。</p> <p>⑤監査役は、国内の当社グループ会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報共有を通じてグループ一体となった監査体制の整備を図る。また、監査役は、必要に応じて国内外の主要な当社グループ会社を往査し、当社グループ会社の取締役等による業務の執行状況を把握する。</p> <p>⑥当社は、監査役に報告した者に対する不利な取扱いを禁止するとともに、当社グループ会社にも不利な取扱いの禁止を求める。</p> <p>⑦監査役の職務の執行に必要となる費用については、監査役の請求に従い負担する。</p> |

| | |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>【運用状況の概要】</p> <p>①法務部門から監査役補助使用人を選任し、監査役から指示された職務を執行しております。監査役補助使用人の人事異動については事前に監査役会に相談し、その決定を行っています。</p> <p>②社外監査役を含め、監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会等重要な会議に出席しております。</p> <p>③本社管理部門は、定期的に監査役と会合を持ち、業務の執行状況を報告しております。また、内部監査部門は、監査結果を社長のほか担当役員、監査役にも報告しております。</p> <p>④監査役は、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けたほか、適宜、会計監査人から監査状況を聴取しております。</p> <p>⑤監査役は、国内当社グループ会社の監査役と適宜会合を持ち、情報交換を行いました。また、主要な当社グループ会社の往査を行っています。</p> <p>⑥上記1【運用状況の概要】⑤に加え、監査役への報告者に対して不利な取扱いをしておりません。</p> <p>⑦当期、監査計画に従った監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。</p> |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|--------|--------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 73,303 | 82,820 | 189,957 | △31,924 | 314,156 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | — | — | △996 | — | △996 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 73,303 | 82,820 | 188,961 | △31,924 | 313,160 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | △8,428 | — | △8,428 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | — | — | 22,250 | — | 22,250 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △2 | △2 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | — | — | — | — | — |
| 非支配株主への配当 | — | — | — | — | — |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | — | 13,821 | △2 | 13,819 |
| 当期末残高 | 73,303 | 82,820 | 202,783 | △31,926 | 326,979 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支配株主 持分 | 純資産 合計 |
|---------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に 係る 調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 2,518 | 1 | 75 | △13,725 | △11,129 | 542 | 303,570 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | — | — | — | — | — | — | △996 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2,518 | 1 | 75 | △13,725 | △11,129 | 542 | 302,573 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | — | — | — | △8,428 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | — | — | — | — | — | — | 22,250 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | — | — | — | △2 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | — | — | — | — | — | 89 | 89 |
| 非支配株主への配当 | — | — | — | — | — | △15 | △15 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,410 | 9 | △24 | 7,228 | 8,625 | 0 | 8,625 |
| 当期変動額合計 | 1,410 | 9 | △24 | 7,228 | 8,625 | 74 | 22,519 |
| 当期末残高 | 3,929 | 11 | 51 | △6,497 | △2,504 | 616 | 325,092 |

*記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の「連結注記表」

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………19社

主要な連結子会社の名称……………キヤノンITソリューションズ(株)、キヤノンシステムアンドサポート(株)、
キヤノンプロダクションプリンティングシステムズ(株)、
キヤノンライフケアソリューションズ(株)

(2) 非連結子会社の数……………なし

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数……………なし

(2) 持分法を適用しない関連会社数……………なし

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品……………月次移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

修理部品……………月次移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品……………個別法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く) ……………定率法によっております。

ただし、レンタル資産及び一部の連結子会社については定額法を採用しております。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|--------|-------|
| 建物 | 5～75年 |
| 備品 | 2～20年 |
| レンタル資産 | 3年 |

②無形固定資産

(リース資産を除く) ……………定額法によっております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量又は見込販売収益に基づく減価償却額と見込有効販売期間（3年以内）に基づく均等償却額のいずれか大きい額を償却する方法、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員の賞与にあてるため、前回支給実績を基準とし、当期の負担に属する次回支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金……………役員の賞与にあてるため、当期の負担に属する次回支給見込額を計上しております。

④製品保証引当金……………コンスーマ製品等の一年間製品無償保証の契約に基づいて発生する費用にあてるため、無償修理の実績に基づいて計算した額を計上しております。

なお、一部の連結子会社においては、プログラムの無償補修費用の支払に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

⑤受注損失引当金……………受注案件の損失に備えるため、ソフトウェアの請負契約に基づく進行中の開発案件のうち、当期末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

⑥永年勤続慰労引当金……………永年勤続の従業員に対する内規に基づく慰労金の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の

期間帰属方法……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去

勤務費用の費用処理方法……………過去勤務費用は主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における

簡便法の採用……………一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社グループは、キヤノン製品の販売・サービスに加え、ITソリューションや産業機器、ヘルスケア等の分野において製品・サービスの提供を行っております。顧客による検収を要しない製品の販売については、通常、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。サービスの提供は、主に製品のメンテナンス契約であり、顧客との契約内容によって一定期間にわたり均等に、または製品の使用量に応じて、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

各セグメントにおける固有の状況につきましては、以下のとおりであります。なお、エンタープライズセグメントとエリアセグメントについては、同様の製品・サービスの提供を行っているため、まとめて記載しております。

(コンシューマ)

売上高は顧客との契約において約束された対価から値引き、売上に応じた割戻し等を控除した金額で測定しております。過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積りを行い、重要な戻し入れが生じない可能性が高い範囲で収益を認識しております。

(エンタープライズ・エリア)

製品の修理や設置等のその他のサービス役務に関しては、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しております。

受託開発のソフトウェアに関しては、合理的な進捗度の見積りができるものについてはインプット法に基づき収益を認識しております。合理的な進捗度の見積りができない場合、進捗分に係る費用を回収出来るものについては、原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

(プロフェッショナル)

機器の性能に関して顧客検収条件を要する場合は、顧客による検収が完了した時点で、収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法……………為替予約が付されている外貨建金銭債務について、振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段……………為替予約
 - ヘッジ対象……………外貨建金銭債務
- ③ヘッジ方針……………将来発生することが確実な外貨建金銭債務のある一定範囲の金額に対し、為替変動によるキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法……………為替予約については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の振当を行っており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ①消費税等の処理方法……………消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- ②連結納税制度の適用……………当社及び当社の一部の連結子会社は、当社を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)が2018年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

- ① 履行義務の充足分及び未充足分の区分
- ② 取引価格の算定
- ③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果、当連結会計年度の売上高が1,952百万円減少し、売上原価は1,921百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ30百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は996百万円減少しております。

また、当連結会計年度より、従来販売費として計上していた人件費等の一部を売上原価として計上しております。これは、当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」を早期適用したことを契機に、近年重要性が増しているサービスに係る履行義務に関連するコストの位置づけについて検討した結果、コストの集計範囲を見直したことによるものであります。当該変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の売上原価が20,072百万円増加し、売上総利益が同額減少しております。また、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 68,748百万円
2. 保証債務
従業員住宅資金銀行借入金の債務保証 7百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 期末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 151,079,972株
2. 当期に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2019年3月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 4,538 | 35 | 2018年12月31日 | 2019年3月28日 |
| 2019年7月23日 取締役会 | 普通株式 | 3,890 | 30 | 2019年6月30日 | 2019年8月26日 |

3. 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 付議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2020年3月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益 剰余金 | 3,889 | 30 | 2019年12月31日 | 2020年3月27日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しており、資金調達については必要時に主にグループファイナンスを活用することを考えております。また、デリバティブ取引については、将来の為替の変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、外部信用調査機関の信用情報等を活用して徹底した与信管理を行うとともに、取引信用保険等の活用によりリスクヘッジを行っております。

短期貸付金は資金運用管理規程に従い、主に親会社に対して貸付を行っているものであります。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金はそのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関しては、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項（6）重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------|---------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 53,993 | 53,993 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 112,666 | 112,666 | — |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 9,059 | 9,059 | — |
| (4) 短期貸付金 | 170,012 | 170,012 | — |
| 資産計 | 345,731 | 345,731 | — |
| (5) 支払手形及び買掛金 | 51,542 | 51,542 | — |
| 負債計 | 51,542 | 51,542 | — |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式及び投資組合出資金（連結貸借対照表計上額2,478百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

| | |
|-------------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,502円39銭 |
| 2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 171円60銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(子会社株式の譲渡)

当社は、2019年11月26日開催の取締役会決議に基づき、連結子会社であるキャノンライフケアソリューションズ株式会社（以下、「キャノンLCS」といいます。）の全株式を、2020年1月1日付でキャノンメディカルシステムズ株式会社（以下、「キャノンメディカル」といいます。）に譲渡いたしました。本株式譲渡に伴い、キャノンLCSは、当社の連結の範囲から除外されることとなります。

(1) 株式譲渡の理由

当社グループのヘルスケア事業は、キャノンLCSによる医用画像診断機器を中心とした医療システム事業及びヘルスケア関連事業、ならびにキャノンITSメディカル株式会社による電子カルテを中心とした病院情報システムの構築・SI事業を行っております。キャノンLCSにとってさらなる成長をするために、キャノンメディカルグループ入りすることが最適であると判断いたしました。

また、今回の再編はキャノングループとして推進しているメディカル事業再編方針にも合致しております。当社グループは今後もキャノングループと連携し、医療ITソリューション事業の成長をめざしてまいります。

(2) 株式譲渡の相手先の名称

キャノンメディカルシステムズ株式会社

(3) 株式譲渡日

2020年1月1日

(4) 当該子会社の名称、事業内容及び当社との取引関係

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| ①名称 | キャノンライフケアソリューションズ株式会社 |
| ②事業内容 | 医療用機器および健康機器と関連消耗品、医用画像システムの販売 |
| ③当社との取引関係 | キャノン製品の販売 |

(5) 譲渡株式数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の所有株式数

- | | |
|------------|----------|
| ①譲渡株式数 | 29株 |
| ②譲渡価額 | 3,680百万円 |
| ③譲渡損 | 737百万円 |
| ④譲渡後の所有株式数 | 0株 |

(6) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、会計処理を行いました。

(7) 当該子会社が含まれていたセグメントの名称

プロフェッショナルセグメント

(8) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている当該子会社に係る損益の概算額

- | | |
|------|-----------|
| 売上高 | 11,072百万円 |
| 営業利益 | 191百万円 |

計算書類の「株主資本等変動計算書」

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|--------|--------|--------------|-------------|-------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 |
| 当期首残高 | 73,303 | 85,198 | 5 | 85,204 | 2,853 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | — | — | — | — | — |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 73,303 | 85,198 | 5 | 85,204 | 2,853 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | — | — |
| 当期純利益 | — | — | — | — | — |
| 自己株式の取得 | — | — | — | — | — |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — |
| 当期末残高 | 73,303 | 85,198 | 5 | 85,204 | 2,853 |

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|----------|-------------|-------------|---------|------------|
| | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
| | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | | |
| | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 81,700 | 79,460 | 164,013 | △31,928 | 290,593 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | — | △968 | △968 | — | △968 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 81,700 | 78,492 | 163,045 | △31,928 | 289,624 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | △8,428 | △8,428 | — | △8,428 |
| 当期純利益 | — | 13,287 | 13,287 | — | 13,287 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △2 | △2 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | 4,859 | 4,859 | △2 | 4,857 |
| 当期末残高 | 81,700 | 83,351 | 167,905 | △31,930 | 294,482 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産 合計 |
|---------------------|------------------|---------|----------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 1,926 | 1 | 1,927 | 292,521 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | — | — | — | △968 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 1,926 | 1 | 1,927 | 291,552 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | △8,428 |
| 当期純利益 | — | — | — | 13,287 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △2 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,006 | 9 | 1,015 | 1,015 |
| 当期変動額合計 | 1,006 | 9 | 1,015 | 5,873 |
| 当期末残高 | 2,932 | 11 | 2,943 | 297,426 |

*記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類の「個別注記表」

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………月次移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

修理部品……………月次移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品……………個別法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)……………定率法によっております。

ただし、レンタル資産については定額法を採用しております。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～75年

備品 2～20年

レンタル資産 3年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)……………定額法によっております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量又は見込販売収益に基づく減価償却額と見込有効販売期間（3年以内）に基づく均等償却額のいずれか大きい額を償却する方法、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用して
おります。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与にあてるため、前回支給実績を基準とし、当事業年度の負担に属する次回支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員の賞与にあてるため、当事業年度の負担に属する次回支給見込額を計上しております。
- (4) 製品保証引当金……………コンスーマ製品等の一年間製品無償保証の契約に基づいて発生する費用にあてるため、無償修理の実績に基づいて計算した額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理し、数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。
- (6) 永年勤続慰労引当金……………永年勤続の従業員に対する内規に基づく慰労金の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社は、キャノン製品の販売・サービスに加え、ITソリューションや産業機器、ヘルスケア等の分野において製品・サービスの提供を行っております。顧客による検収を要しない製品の販売については、通常、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。サービスの提供は、主に製品のメンテナンス契約であり、顧客との契約内容によって一定期間にわたり均等に、または製品の使用量に応じて、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

各セグメントにおける固有の状況につきましては、以下のとおりであります。なお、エンタープライズセグメントとエリアセグメントについては、同様の製品・サービスの提供を行っているため、まとめて記載しております。

(コンスーマ)

売上高は顧客との契約において約束された対価から値引き、売上に応じた割戻し等を控除した金額で測定しております。過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積りを行い、重要な戻し入れが生じない可能性が高い範囲で収益を認識しております。

(エンタープライズ・エリア)

製品の修理や設置等のその他のサービス役務に関しては、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しております。

受託開発のソフトウェアに関しては、合理的な進捗度の見積りができるものについてはインプット法に基づき収益を認識しております。合理的な進捗度の見積りができない場合、進捗分に係る費用を回収出来るものについては、原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

(プロフェッショナル)

機器の性能に関して顧客検収条件を要する場合は、顧客による検収が完了した時点で、収益を認識しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……………為替予約が付されている外貨建金銭債務について、振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段……………為替予約
 - ヘッジ対象……………外貨建金銭債務
- (3) ヘッジ方針……………将来発生することが確実な外貨建金銭債務のある一定範囲の金額に対し、為替変動によるキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………為替予約については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の振当を行っており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の処理方法……………消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用……………当社は、連結納税制度を適用しております。
- (3) 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

- ① 履行義務の充足分及び未充足分の区分
- ② 取引価格の算定
- ③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果、当事業年度の売上高が2,029百万円減少し、売上原価は1,987百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ41百万円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は968百万円減少しております。

また、当事業年度より、従来販売費として計上していた人件費等の一部を売上原価として計上しております。これは、当事業年度より「収益認識に関する会計基準」を早期適用したことを契機に、近年重要性が増しているサービスに係る履行義務に関連するコストの位置づけについて検討した結果、コストの集計範囲を見直したことによるものであります。当該変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の売上原価が1,161百万円増加し、売上総利益が同額減少しております。また、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|-------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 55,493百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 従業員住宅資金銀行借入金の債務保証 | 7百万円 |
| 3. 関係会社に対する債権・債務 | |
| 短期金銭債権 | 193,550百万円 |
| 短期金銭債務 | 90,225百万円 |
| 長期金銭債権 | 44百万円 |
| 長期金銭債務 | 419百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

| | |
|-----------|------------|
| 売上高 | 67,522百万円 |
| 仕入高 | 231,377百万円 |
| その他の営業取引高 | 4,279百万円 |
| 営業取引以外の取引 | 2,397百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

| | | |
|------------------------|------|-------------|
| 当事業年度末に保有する自己株式の種類及び総数 | 普通株式 | 21,413,743株 |
|------------------------|------|-------------|

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-------------|-----------|
| 退職給付引当金 | 10,547百万円 |
| みなし配当加算金 | 1,212百万円 |
| 販売促進費 | 1,091百万円 |
| 固定資産償却超過額 | 804百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 728百万円 |
| ソフトウェア償却超過額 | 639百万円 |
| 賞与引当金 | 593百万円 |
| 未払事業税・事業所税 | 420百万円 |
| たな卸資産廃却評価損 | 369百万円 |
| 永年勤続慰労引当金 | 208百万円 |
| 製品保証引当金 | 165百万円 |
| 資産除去債務 | 154百万円 |
| 貸倒引当金 | 108百万円 |
| その他 | 597百万円 |

| | |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産小計 | 17,642百万円 |
|----------|-----------|

| | |
|--------|-----------|
| 評価性引当額 | △1,981百万円 |
|--------|-----------|

| | |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産合計 | 15,660百万円 |
|----------|-----------|

繰延税金負債

| | |
|-----------|----------|
| 有価証券評価差額金 | 1,317百万円 |
| 固定資産圧縮積立金 | 1,279百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | 5百万円 |

| | |
|----------|----------|
| 繰延税金負債合計 | 2,602百万円 |
|----------|----------|

| | |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産の純額 | 13,058百万円 |
|-----------|-----------|

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|----------------|------------|-----------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------|---------------|----------|----------------------------|---------------|-----------|---------------|
| 親会社 | キャノン(株) | 東京都 大田区 | 174,761 | オフィス、 イメージング システム、産 業機器等の分 野における開 発、生産 | (被所有) 直接 58.5 間接 0.0 | 当社商品の 製造 | 営業 取引 | 商品の仕入 (注1) | 182,019 | 買掛金 | 17,877 |
| | | | | | | | | オフィス機器・消耗 品等の販売 (注2) | 7,171 | 売掛金他 | 1,560 |
| | | | | | | | | 資金の貸付 (注3) | 80,000 | 短期 貸付金 | 170,000 |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれず、債権・債務の残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 商品の仕入については、市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、每期価格交渉のうえ決定しております。

(注2) オフィス機器・消耗品等の販売については、一般取引と同様の条件であります。

(注3) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

なお、担保は受け入れておりません。

2. 子会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|----------------------------|------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------|-----------------------------|---------------|-----------|---------------|
| 子会社 | キャノンITソ リューションズ (株) | 東京都 品川区 | 3,617 | SIおよびコン サルティング、ITサービ ス、各種ソフ トウェアの開 発・販売 | (所有) 直接 100.0 | 当社商品の 製造 役員の 兼任 3人 | 営業外 取引 | 資金の借入 (注3) | 3,700 | 短期 借入金 | 21,600 |
| 子会社 | キャノンシス テムアンドサ ポート(株) | 東京都 港区 | 4,561 | キャノン製品 を中心とした ソリューション のコンサル ティング・販 売・サポー ト・保守サー ビス | (所有) 直接 100.0 | 当社商品の 販売 役員の 兼任 2人 | 営業 取引 | オフィス機器サー ビス料等の支払 (注1) | 32,307 | 買掛金 | 5,664 |
| | | | | | | | 営業 取引 | オフィス機器・消 耗品等の販売 (注2) | 51,646 | 売掛金 | 14,463 |
| | | | | | | | 営業外 取引 | 資金の借入 (注3) | 2,200 | 短期 借入金 | 34,400 |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれず、債権・債務の残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) オフィス機器サービス料等の支払については、当社の算定した対価に基づき交渉のうえ決定しております。

(注2) オフィス機器・消耗品等の販売については、当社の算定した対価に基づき交渉のうえ決定しております。

(注3) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

なお、担保は提供しておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

| | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,293円78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 102円48銭 |